

令和 5 年度予算編成方針（案）

I 本市の財政状況

本市は、これまで庁内に設置した財源対策検討委員会により様々な財源対策に取り組み、二町谷埋立地の売却やふるさと納税など一定の成果を上げてきた。

財政の硬直化を示す経常収支比率は、以前から県内はもとより全国的に見ても高い数値であり、特に平成 23 年度以降は 100%を超える数値で推移してきたが、令和 3 年度においては、普通交付税の増額等により 95.2%まで改善された。

本市は、民間委託の推進、ごみや消防の広域行政などによる効率的な財政運営のほか公債費の抑制にも努めてきたが、高齢化などによる社会保障関連経費の増加に加え、人口減少に伴う市税収入の減少などもあり、今後も厳しい財政運営となる見込みである。

今後は、子育て賃貸住宅の整備や市庁舎の移転など大型事業も控えており、継続的に、地域経済の活性化、福祉や子育て環境の充実、市民サービスの利便性の向上などの諸課題に対し行政改革を進め、背伸びをしない身の丈財政を基本に取り組む必要がある。

1 令和 3 年度決算の状況

令和 3 年度一般会計決算の状況は、令和 2 年度と比較すると次のとおりである。

歳入については、自主財源では、市税は市民税、固定資産税の減少により約 7 千万円減少し、ふるさと納税など寄附金は、約 5 千万円増加した。依存財源では、新型コロナウイルス感染症関連事業の影響により国庫支出金が約 29 億 7 千万円、県支出金が約 1 億 9 千万円、市債が防災行政無線整備の完了等により約 1 億 2 千万円減少し、地方消費税交付金が約 7 千万円及び地方交付税が約 7 億 2 千万円増加したことにより、歳入総額では約 22 億 2 千万円の減少となった。

歳出では、人件費が、退職手当や会計年度任用職員報酬などの増加により約 6 千万円増加、物件費が新型コロナウイルスワクチン接種などの増加により約 2 億 1 千万円増加、扶助費も新型コロナウイルス感染症関連の特別給付金などの影響により約 8 億 8 千万円増加、補助費等は、前年度実施の新型コロナウイルス感染症関連の特別定額給付金などの影響により約 45 億 3 千万円減少となった。また、積立金は、地方交付税の増加などにより約 8 億 1 千万円増加、繰出金は、第三セクター等改革推進債償還事業特別会計への繰出金の減少などにより、約 2 億 2 千万円減少し、歳出総額では約 27 億 9 千万円の減少となった。

財政調整基金は、取り崩しを行わず、前年度決算剰余金約 1 億 7 千万円を積み立てたこと等により、基金残高は約 11 億 5 千万円となった。また、公共公益施設整備基金についても、将来の施設整備に備え、約 7 億 9 千万円を積み立てたこと等により、基金残高は約 10 億 1 千万円となった。

財政指標においては、財政力指数は、前年対比 0.022 ポイント悪化して 0.588、実質公債費比率は前年度対比 1.1 ポイント改善して 12.4%、経常収支比率については、前年対比 8.4 ポイント改善の 95.2%であり、一部改善したが、厳しい財政状況は継続している。

2 令和 5 年度の財政見通し

(1) 歳入の見通し

令和 5 年度について、市税に関しては、市民税がやや増加するものの、固定資産税の減少などにより、約 2 千 6 百万円の減額で見込んでいる。普通交付税及び臨時財政対策債に関しては、令和 4 年度の決算見込みを基に国の概算要求の増減率を勘案し、普通交付税で約 1 億 6 千万円の増額、臨時財政対策債で約 2 億 3 千万円の減額で見込んでいる。

基金繰入金については、財政調整基金繰入金を見込まず、特定目的基金繰入金を 3 億円で見込んだ結果、歳入全体では、令和 4 年度当初予算と比べて、約 1 億 6 千万円の減額となった。

(2) 歳出の見通し

義務的経費では、人件費について、定年延長の影響などにより約 1 億 5 千万円の減額、公債費については、ごみ処理広域施設や防災行政無線の元金償還が本格化することにより約 1 億 1 千万円の増加、また、繰出金では、被保険者数の増加等により後期高齢者医療事業や介護保険事業の増額を見込んでいる。

なお、実施計画事業費については、計画事業費で見込んでいる。

その他経費については、部門配分額として、前年度当初予算と同額を見込み、水道事業会計に関しては、令和 4 年度の料金値上げの平年度化により減額で見込んでいる。

(3) まとめ

上記の結果、現時点での財源不足額は約 2 億 4 千万円である。

前年度より財源不足額は減少しているが、財政状況は引き続き厳しい状況にある。人口減少や高齢化、子育て賃貸住宅の整備などの今後見込まれる大型事業、さらには新型コロナウイルス感染症等への対応など課題の解消に向けて取り組むとともに、引き続き歳入の確保と歳出の削減にも取り組まなければならない。

II 予算編成の基本方針

令和 5 年度は、三浦みらい創生プランの後期実施計画の 3 年目であり、計画に掲げる基本目標や重点施策を着実に推進・管理することが求められる。

人口減少や少子高齢化、医療や介護等の社会保障経費の増加など、自治体を取り巻く全国的な課題に加え、水道事業会計への補助金、公共資産の維持・活用、地域経済の活性化のための基盤強化など、本市において想定される課題について、市の役割を果たし、持続可能な市政運営を行うため、行政改革を進め、背伸びをしない身の丈財政を基本に限られた経営資源の選択と集中を図り、質の高い市民サービスの提供へつなげることを目的に、次に掲げる方針により予算を編成することとする。

- 1 各部門では総合計画の推進に向け、事業の属する施策の展開方針ごとの評価指標の向上に資する予算編成に努めること。特に重点施策については、三浦みらい創生プラン（総合戦略）重点施策等の評価結果等を参考に必要な見直しを図り、実施計画に定める基本目標ごとの数値目標及び基本的方向ごとのK P I（重要業績評価指標）達成に向けた予算編成に努めること。
- 2 すべての事業において、新しい生活様式を踏まえた施策展開を図ること。新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、市民の命を守ることを最優先に、市全体が一丸となって対策を講じる必要がある。このため、市内経済の活性化をはじめ、各種イベントの開催等についても、職員一人ひとりが様々な角度から検討すること。
- 3 多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている状況を創り出すことを目指して、サービス・事業の供給手法・実施手法について見直すこと。行政と市民がお互いに対等なパートナーとして、役割を明確にし、事業の推進にあたっては、市民の参画（協力）を常に念頭におきながら、施策の展開に努めること。

外郭団体及び各種団体に対する人的支援の関与を必要最小限とし、団体の自主性・自立性を高めること。
- 4 令和2年10月1日に公表した「財政健全化への取組について（緊急緊縮財政から身の丈財政へ）」を踏まえ、引き続き健全化に取り組む必要がある。

「令和4年度三浦市財源対策検討委員会の検討結果及び今後の取組について」における歳入増加策及び歳出削減策に基づいて見直しを行い、将来の財政健全化も勘案した予算編成に努めること。

なお、前年度に引き続き、予算要求後、財源対策検討委員会において、市全体の歳入歳出状況を勘案した見直しについて別途協議する。
- 5 各部門長は、部門内編成において、部門経営責任者として幅広い視点で担当する部門の戦略を考え、その権限と責任において、すべての事業について事業効果を見極め、事業の整理統合・縮減・休止・廃止の検討も含め、聖域なく、ゼロベースで見直し、経常的経費の削減に努めるとともに、新たな課題に積極的に対応するなど、限られた財源を有効に活用すること。

なお、将来的な経費の削減に寄与する初期投資（施設照明のLED化等）については、将来のランニングコストの削減効果額などについて十分な検証を行った上で要求すること。

部門内編成において、各部門の庶務担当課は各課要求のとりまとめ、部門内調整、財政課との調整協議を行うこと。なお、編成単位、作業の流れ等、詳細については別途通知する「予算編成要領」によること。
- 6 公共施設の管理については、平成28年度に策定した「三浦市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

なお、行政目的をなくした施設を貸し付け、あるいは使用（暫定利用含む）させる場合には、当該施設の維持管理費用（人件費を除く）を超える収入を見込み、これを確実に確保すること。

7 公の施設の管理運営については、「三浦市公の施設指定管理者制度に関する基本方針」の内容や議会等の議論も踏まえ、制度実施の目的である、①市民サービスの向上と、②コスト削減等を図ること。

指定管理料及び指定管理者納付金については、算出根拠を十分に精査したうえで予算に反映させること。

なお、指定管理者制度を導入している施設の管理運営については、基本協定の金額等に拘束されるものではなく、指定管理料の清算等、様々な状況の変化に対応するため、年度協定により毎年見直しができるものである。毎年度、予算上での収入・支出を変更せずに予算計上するのではなく、実績を捉えた上で、各経費の必要性等を検証して予算に反映させること。

8 市債については、住民負担の世代間の公平を確保するための有効な財源であるが、償還が及ばず将来の財政負担を考慮しなければならない。このため、元利償還金に地方交付税措置がない市債の発行を抑制するとともに、大型建設事業の事業着手に当たっては令和5年度予算のみならず、将来の市債償還見通しの観点から実質公債費比率への影響に十分配慮すること。

9 令和2年5月に宣言をした「ゼロカーボンシティみうら」を目指し、着実かつ効果的に温暖化対策を推進する行政計画として、費用対効果も考慮し、令和5年度に三浦市地球温暖化対策実行計画を策定した上で予算化を行う予定である。しかし、必要に応じ、一部先行して令和5年度に予算化するので、全ての部署が事業の執行や所管施設の管理に関し、温室効果ガス削減の視点を持ち、適切な手法について検討の上要求すること。

Ⅲ その他見積り上の留意事項

1 年間予算として編成すること。

2 法令等に従い所要額を計上する以下の事業にあつては、当該定められた方法により計上すること。

- ◇ 国・県補助事業など、算出方法が法令等で定められている事業
- ◇ 設定済みの継続費及び債務負担行為に基づく事業
- ◇ 国庫委託事業、受託事業等、事業費すべてが特定財源で賄われ、歳入歳出が同額となる事業

3 地方分権の推進に努めること。

地方分権を推進していく中で、国・県・市の役割分担を明確にし、自己決定・自己責任の観点から、事業のあり方を十分認識した上で、予算に反映するものとする。

4 市税をはじめとする未収債権の滞納整理の促進、徴収対策の強化に努めること。

市税はもとより、国民健康保険税、保険料、使用料等の未収債権について、負担の公平性、自主財源の確保の観点から現年分のみならず、滞納繰越分の整理に努め、徴収対策を強化し、収納率向上を図ること。

5 補助事業における財源の確保を図ること。

国の予算編成や地方財政対策等に関して、現時点において確定していない事項も多いため、要求時及び要求後において補助金、負担金等の動向に留意し、適切に対応すること。

国・県補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて必ず情報収集を行い、必要な財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。

補助金確保の見通しは、厳しく捉え、年度内に入ってから補助金が削減あるいは不採択とならないようにすること。万が一、そのような事態になった場合は、財政課に報告し、事業縮減または執行中止すること。

補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）などを十分検討し、安易な補助事業の実施は慎むこと。

6 扶助費は徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。

扶助費の増加は財政硬直化の大きな要因になっている。今後も社会保障費の増加が見込まれるため、国及び県の扶助制度の動向を把握し、対象者数や伸率などについて徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。

7 特別会計及び企業会計

予算見積りにあたっては、一般会計に準じて行うものとするほか、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ること。

特に公営企業会計においては、独立採算制を経営の基本原則として、経営健全化の取組を進め、後年度に多大な財政負担を招かないように企業債発行の抑制に努めること。

IV 財源配分

1 財源配分の方法

「歳入見込額」から「義務的経費」を差し引いた残額を「実施計画事業費」及び「その他経費」に振り分ける。

(1) 部門配分額（下記「3 部門配分額（一般財源）」参照）

「その他経費」のうち共通経費や臨時等経費（下記「4 事業分類・事業仕分け」欄外参照）を除いた経費を部門配分額の対象とし、令和4年度当初予算の一般財源と同額を「部門配分額」＝「要求限度額」とする。

ただし、昨今の電気料高騰を考慮し、各施設における電気料の増加分については、部門配分額を超えて要求することを認めることとする。

(2) 義務的経費・実施計画事業費・その他経費（部門配分額以外）

規模推計時・計画策定時の数値をそのまま計上するのではなく、再度、削減等について検討すること。

「その他経費（部門配分額以外）」については、要求内容を精査し、過大な要求を行わないこと。

大規模な施設修繕等を計上する場合は、令和5年度に実施する必要性、財源確保の検討結果及びその他施設との優先度について、説明ができる資料等を準備すること。

2 各部門の財源配分の計算（一般財源）

(1) 歳入見込額

①市税	5,407 百万円
②地方交付税	4,926 百万円
③臨時財政対策債	152 百万円
④繰入金(特目基金)	300 百万円
⑤繰越金	10 百万円
⑥その他（譲与税等）	1,366 百万円
計	12,161 百万円

対4年度予算
▲ 160 百万円

(2) 歳出見込額

義務的 経費等 見込額	人件費	2,548 百万円
	公債費	1,858 百万円
	扶助費(国県補助分)	1,007 百万円
	債務負担行為等	965 百万円
	繰出金（基準内）	2,742 百万円
	その他（選挙費等）	38 百万円
	予備費	50 百万円
計	9,208 百万円	

対4年度予算
98 百万円
(構成比74.3%)

部門配分額	846 百万円
-------	---------

対4年度予算
0 百万円
(構成比6.8%)

実施計画事業費見込額 及び その他経費（臨時等）など	2,342 百万円
----------------------------------	-----------

対4年度予算
▲ 22 百万円
(構成比18.9%)

歳出合計	12,396 百万円
------	------------

対4年度予算
76 百万円

不足額	▲ 235 百万円
-----	-----------

3 部門配分額（一般財源）

部 門	配分額	部 門	配分額
経営管理部門	56,108 千円	会計課	2,618 千円
生活支援政策部門	248,480 千円	議会事務局	8,546 千円
もてなし政策部門	40,617 千円	監査委員事務局	494 千円
都市政策部門	236,214 千円	選挙管理委員会事務局	318 千円
一体感政策部門	252,275 千円	農業委員会事務局	459 千円
配分額 計			846,129 千円

4 事業分類・事業仕分け

すべての事業費が下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費、その他経費に仕分けされている。各事業がどの経費になっているかを確認し、予算編成にあたること。

経費区分		内 容
1 義務的経費		1 公債費
		2 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払い手数料等扶助費に伴う事務費
		3 人件費（産休・育休補充分を含む。実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く）
		4 債務負担行為・長期継続契約・継続費に係る年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く）
		5 選挙費（報酬を含む）
		6 統計調査費
		7 繰出基準に基づく他会計繰出金
		8 特別会計における保険給付費・拠出金
		9 予備費（一般会計のみ）
2 実施計画事業費		基本計画に定める重点施策推進に資する事業
3 そ の 他 経 費	1 経常的経費	1 施設の維持管理費
		2 施設の維持補修費（建設改良を除く）
		3 市有財産の維持管理経費
		4 非常勤特別職の報酬（選挙に係るもの以外で日額、回数で額を定めるもの）
		5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費
		6 常備消防委託等事業及び広域ごみ処理事務委託事業に係る経費
		7 上記以外の経常的経費（実施計画事業費を除く）
	2 臨時的経費	1 繰出基準に基づかない他会計繰出金
		2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証または損失補償を設定する事務を含める）

【その他経費のうち部門配分額から除くもの】

《共通経費》

- 法制文書一般管理事業○基金管理事業○財政管理事業○契約及び検査事業
- 公共用財産維持管理事業○情報通信網基盤整備事業○インターネット活用事業
- 電子計算組織運営事業○総合行政ネットワーク整備事業
- 社会保障・税番号制度関連事業（デジタル課）○DX推進事業○諸費予算管理事業

《臨時等経費》

- 需用費のうち物品等修繕料○需用費のうち施設修繕料○役務費のうち自動車損害保険料
- 役務費のうち損害保険料○委託料のうち指定管理業務委託料
- 委託料のうち建設事業委託料○工事請負費○備品購入費
- 負担金、補助及び交付金のうち県営事業負担金○償還金、利子及び割引料○公課費
- その他臨時的経費と認められるもの